

もう一度介護の職場で働いてみませんか？

(離職介護人材再就職準備資金)

介護職へ復帰する方へ準備金(最大40万円)をお貸しします!
青森県内の介護施設等で介護職員として**2年間**働いた場合、
返還が**全額免除**されます。



貸付対象者は？

青森県内に住民登録をしている方又は青森県内に所在する
介護事業所又は施設に介護職員として就労することが決まった方で、
以下の全ての要件を満たす方

- 介護事業所又は施設を離職してから3か月以上経過している方で、
介護職員としての実務経験が1年以上ある方(※一部対象外施設があります。)
- 介護福祉士の資格を持っている方又は介護職員初任者研修等を修了している方
- 就労することが決まり、就労開始日の前後2ヶ月以内の方
- 青森県福祉人材センター、弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクに求職者として
登録あるいは届出している方で、「再就職準備金利用計画書」を提出できる方
- 青森県社会福祉協議会及び他の都道府県が適当と認める団体から
同種の資金を借り受けたことがない方

貸付金の使いみちは？

- 子どもを預けるための費用、研修会受講料や参考図書の購入費、
介護ウェアや訪問介護業務等に使用するバック等の購入費、
就労のための引越代 など



申込み・問い合わせ先

青森県社会福祉協議会ホームページより申請様式をダウンロードし、必要書類を揃えて、郵送してください。
ホームページアドレス: <http://aosyakyo.or.jp/> 詳しくは下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 総務課 電話017-723-1391